

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額の算定に関する基準

制定	平成28年12月16日
改正	平成29年 3月30日
	平成30年 9月28日
	平成31年 2月27日
	令和元年 9月27日
	令和3年 3月31日
	令和4年 9月12日

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条に掲げる第1号事業支給費の額の算定に関する基準について、次のとおり定め、各項に掲げる費用を算定するものとする。ただし、当該費用の算定にあたっては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）に準ずるものとする。

1 訪問型サービス

(A) 訪問サービス費（1月あたり）

区 分	単 位		目 安
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス	
イ 週1回程度	1, 176単位	1, 000単位	要支援1・2、事業対象者
ロ 週2回程度	2, 349単位	1, 997単位	要支援1・2、事業対象者
ハ 週2回超	3, 727単位	3, 169単位	要支援2

(B) 加算（1月あたり）

区 分	単 位	
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス
ニ 初回加算	200単位	
ホ 生活機能向上連携加算		
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位	—
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位	—
ヘ 介護職員処遇改善加算		
（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数	
（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数	
（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数	
ト 介護職員等特定処遇改善加算		
（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数	
（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数	

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	イからホまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数
--------------------	-----------------------------------

2 通所型サービス

(A) 通所サービス費（1月あたり）

区 分	単 位		目 安
	介護予防通所サービス	運動型通所サービス	
イ（１）要支援１、事業対象者	１，６７２単位	１，４２８単位	週１回程度
イ（２）要支援２	３，４２８単位	２，９２７単位	週２回程度

(B) 加算（1月あたり）

区 分		単 位	
		介護予防通所サービス	運動型通所サービス
ロ	生活機能向上グループ活動加算	１００単位	—
ハ	運動器機能向上加算	２２５単位	—
ニ	若年性認知症利用者受入加算	２４０単位	—
ホ	栄養アセスメント加算	５０単位	—
ヘ	栄養改善加算	２００単位	—
ト	口腔機能向上加算		
	口腔機能向上加算Ⅰ	１５０単位	—
	口腔機能向上加算Ⅱ	１６０単位	—
チ	選択的サービス複数実施加算		
	選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	４８０単位	—
	選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	７００単位	—
リ	事業所評価加算	１２０単位	—
ス	サービス提供体制強化加算		
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援１、事業対象者	８８単位
		要支援２	１７６単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援１、事業対象者	７２単位
		要支援２	１４４単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	要支援１、事業対象者	２４単位
		要支援２	４８単位
ル	生活機能向上連携加算		
	生活機能向上連携加算Ⅰ	１００単位	—
	生活機能向上連携加算Ⅱ	２００単位	—
ヲ	口腔・栄養スクリーニング加算	４０単位	—
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	２０単位	—
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	５単位	—
ワ	科学的介護推進体制加算	４０単位	—
カ	介護職員処遇改善加算		

	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	イからワまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 5 9 に相当する単位数
	(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	イからワまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 4 3 に相当する単位数
	(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	イからワまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 2 3 に相当する単位数
ヨ	介護職員等特定処遇改善加算	
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	イからワまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 1 2 に相当する単位数
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	イからワまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 1 0 に相当する単位数
タ	介護職員等ベースアップ等支援加算	イからワまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 1 1 に相当する単位数

3 介護予防ケアマネジメント

(A) ケアマネジメント費 (1月あたり)

区 分	単 位
イ ケアマネジメント A	4 3 8 単位
ロ ケアマネジメント C	4 3 8 単位

(B) 加算 (1月あたり)

区 分	単 位
ハ 初回加算・介護予防ケアマネジメント A	3 0 0 単位
ニ 初回加算・介護予防ケアマネジメント C	3 0 0 単位
ホ 委託連携加算	3 0 0 単位

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。